

平成 31 年度札幌市食品衛生監視指導計画（案）のポイント

監視指導計画とは

各自治体が毎年度、食の安全・安心を確保・推進するための取組を定めた具体的な計画です。
この計画は、食品衛生法第 24 条に基づいて作成しています。

4つの主な取組事項

1 監視指導の実施

食品関係営業施設への立入検査や食品の収去検査を行い、施設の衛生状態や食品の安全性を確認します。

2 事業者の自主的な衛生管理の推進

国際標準の衛生管理手法である HACCP の普及推進や、事業者が食の安全確保への意識を高めるための支援を実施します。

3 市民、事業者への情報提供と意見交換

市民、事業者、札幌市の意見交換を積極的に行い、食の安全・安心の確保を図ります。

4 食品衛生に係る人材の育成と資質の向上

札幌市の食の安全・安心を担う人材の育成・向上に努めます。

重点実施事項

1 HACCP に沿った衛生管理の制度化への対応

食品衛生法の改正により、HACCP に沿った衛生管理が制度化されたことを踏まえ、事業者に対する周知や HACCP 導入の支援を行います。

2 食中毒対策の強化

カンピロバクター、ノロウイルス、アニサキスによる食中毒対策を強化します。

3 食品表示法に基づく適正表示の推進

事業者に対する新しい食品表示基準の周知を徹底します。

4 国際的なスポーツ大会の開催に向けた監視指導

札幌で開催されるラグビーワールドカップや東京オリンピック・パラリンピックに向けた監視指導を行います。